

○みなかみ町定期予防接種事業実施要綱

平成26年9月26日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、町民の健康の保持に寄与することを目的として予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき実施する定期予防接種について、必要な事項を定めるものとする。

(定期予防接種の対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有する者であること。
 - (2) 予防接種の実施日において、別表の左欄に掲げる対象疾病について、それぞれ同表の右欄に掲げる予防接種の対象者に該当する者であること。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほかに定期予防接種を行うことができる。

(定期予防接種の実施)

第3条 定期予防接種は、町長の要請により定期予防接種に協力する旨を承諾した医療機関(以下「実施医療機関」という。)に委託して実施するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、特設会場における集団接種として実施できるものとする。

- 2 実施医療機関は、第2条に規定する対象者であること及び対象者又は保護者が記入した予診票を確認し、予防接種実施が適当であると認めた者に定期予防接種を実施するものとする。
- 3 保護者が定期予防接種委託契約及び群馬県相互乗り入れ予防接種業務委託契約以外の医療機関(以下「県外等医療機関」という。)で実施を希望する場合は、予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(平31告示41・令2告示54・令3告示18・一部改正)

(定期予防接種の費用)

第4条 実施医療機関は、第2条に規定する対象者に定期予防接種を実施後、町長宛の請求書に実施した定期予防接種の予診票を添えて、定期予防接種費用を請求するものとする。

- 2 県外等医療機関で定期予防接種を実施し、その費用を保護者に請求した場合は、保護者はいったん県外等医療機関に支払をしたのち、申請により費用の助成を受けることができる(以下「償還払い」という。)
- 3 償還払いによる助成は、全額自費で支払った定期予防接種に係る費用を対象とする。

(令2告示54・一部改正)

(償還払いによる助成申請手続)

第5条 償還払いにより助成を受けようとする者は、定期予防接種費用助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、接種した日の翌日から1年以内に町長に申請するものとする。

- (1) 実施した定期予防接種の予診票
- (2) 医療機関が発行する定期予防接種に要した費用の領収書又は支払済証明書
- (3) 予防接種記録が記載された母子健康手帳
- (4) その他町長が必要と認める書類

（令2告示54・追加）

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 申請者に対する交付の決定の通知は支払をもって代えることとし、不交付の決定をしたときはその内容を書面をもって通知する。

（令2告示54・追加）

（助成金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により、助成金の支給を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（令2告示54・追加）

（副反応報告）

第8条 町長は、あらかじめ町内の医療機関に予防接種後副反応報告書を配布し、医師等が予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第5条に規定する症状を診断した場合は、速やかに厚生労働省へ報告するよう周知するものとする。ただし、町が被接種者又は保護者からの定期予防接種後に発生した健康被害の相談を受けた場合等には、必要に応じて、利根沼田保健福祉事務所へ報告するものとする。

（令2告示54・旧第5条線下）

（健康被害の救済措置）

第9条 町長は、定期予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合においては、その原因が定期予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、法第16条及び17条に定めるところにより給付を行うものとする。

（令2告示54・旧第6条線下）

（その他）

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

（令2告示54・旧第7条線下）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。
(日本脳炎の予防接種の対象者に係る特例)
- 2 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての別表日本脳炎の項の適用については、同項中「
 - (1) 生後6月以上90月未満の者
 - (2) 9歳以上13歳未満の者」とあるのは「4歳以上20歳未満の者」とする。
(水痘及び肺炎球菌感染症(高齢者)に係る経過措置)
- 3 この告示の施行の日から平成27年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項別表A類疾病の部水痘の項中「生後36月」とあるのは「生後60月」と、同表B類疾病の部肺炎球菌感染症(高齢者)の項第1号中「65歳の者」とあるのは、「平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項別表B類疾病の部肺炎球菌感染症(高齢者)の項第1号中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者又は100歳以上の者」とする。
(平31告示41・一部改正)
- 5 平成32年4月1日から平成36年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項別表B類疾病の部肺炎球菌感染症(高齢者)の項第1号中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
(平31告示41・追加)
(風しんの予防接種の対象者に係る特例)
- 6 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項別表A類疾病の部麻疹風しんの項中「(2) 5歳以上7歳未満の者であって、幼稚園の年長児に該当する年齢の者」とあるのは「
 - (2) 5歳以上7歳未満の者であって、幼稚園の年長児に該当する年齢の者
 - (3) 風しんの場合にあつては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であつて、風しん抗体がない者」とする。
(平31告示41・追加、令4告示63・一部改正)
(ヒトパピローマウイルス感染症の対象者に係る特例)
- 7 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項別表A類疾病の部ヒトパピローマウイルス感染症の項中「12歳となる

年度から16歳になる年度までの間にある女子」とあるのは、「
(1) 12歳となる年度から16歳になる年度までの間にある女子
(2) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子であってヒトパピ
ローウイルス感染症の予防接種を受けていない者
」とする。

(令4告示63・追加)

附 則 (平成28年7月29日告示第86号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表の規定(別表B型肝炎の項に係る部分に限る。)は、平
成28年4月1日以後に生まれた者について適用する。

附 則 (平成31年3月29日告示第41号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第54号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日告示第110号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月17日告示第18号)

この告示は、令和3年2月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、
これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日告示第63号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第69号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(令2告示110・全改、令3告示18・令4告示63・令5告示69・一部改正)

対象疾病		予防接種の対象者
A	ジフテリア	(1) 生後2月以上90月未満の者
類	破傷風	(2) 11歳以上13歳未満の者

疾病	百日せき	生後2月以上90月未満の者
	急性灰白髄炎	
	麻疹	(1) 生後12月以上24月未満の者
	風疹	(2) 5歳以上7歳未満の者であって、幼稚園の年長児に該当する年齢の者
	水痘	生後12月以上36月未満の者
	日本脳炎	(1) 生後6月以上90月未満の者 (2) 9歳以上13歳未満の者
	結核	生後12月未満の者
	Hib感染症 肺炎球菌感染症 (小児)	生後2月以上60月未満の者
	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12歳となる年度から16歳となる年度までの間にある女子
	B型肝炎	生後12月未満の者
ロタウイルス感 染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項に規定する厚生労働省令で定める日までの間にある者	
B 類 疾 病	インフルエンザ (高齢者)	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
	肺炎球菌感染症 (高齢者)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
臨 時 接 種	新型コロナウイルス感染症	5歳以上12歳未満の者

様式第2号(第5条関係)

定期予防接種費用助成金交付申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所 みなかみ町

申請者氏名

※被接種者からみた続柄 ()

被接種者氏名

被接種者生年月日

電話番号

定期予防接種を受けましたので、予防接種予診票、領収書及び内訳書を添付し、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

内 訳 (消費税含む。)

予防接種の種類		接種費用	申請金額	¥	回数	申請金額	備考
1 B型肝炎	12月に至るまで	円	7,000円		回	円	
2 四種混合 (DPT-IPV)	1期 2~90月に至るまで	円	11,770円		回	円	
3 三種混合 (DPT)	1期 2~90月に至るまで	円	7,500円		回	円	
4 二種混合 (DT)	1期 2~90月に至るまで	円	7,260円		回	円	
	2期 11~13歳未満	円	5,010円		回	円	
5 麻しん風しん混合	1期 12~24月に至るまで	円	12,710円		回	円	
	2期	円	11,280円		回	円	
6 麻しん	1期 12~24月に至るまで	円	9,240円		回	円	
	2期	円	7,810円		回	円	
7 風しん	1期 12~24月に至るまで	円	9,260円		回	円	
	2期	円	7,830円		回	円	
8 日本脳炎	1期 6~90月に至るまで	円	8,100円		回	円	
	2期 9~13歳未満	円	7,280円		回	円	
	特例措置	円	7,280円		回	円	
9 BCG	12月に至るまで	円	11,330円		回	円	
10 ポリオ (IPV)	3~90月に至るまで	円	10,560円		回	円	
11 子宮頸がん予防	2価・4価	円	17,040円		回	円	
	9価	円	27,930円		回	円	
12 ヒブ	2~60月に至るまで	円	9,120円		回	円	
13 小児用肺炎球菌	2~60月に至るまで	円	12,490円		回	円	
14 水痘	12~36月に至るまで	円	9,780円		回	円	

15 ロタ	ロタリックス	生後6週0日後～24週0日後まで	円	15,240円	回	円
	ロタテック	生後6週0日後～32週0日後まで	円	10,840円	回	円
合 計						円

【注意事項】(1) 償還払い申請の受付は、接種された日の翌日から1年以内です。

(2) 償還払い額は、接種費用と上限額のいずれか低い方の額になります。

振込口座 ※口座名義人は、被接種者又はみなかみ町に住所の有する保護者としてください。

金融機関名	銀行		
	普通	当座	本・支店 その他
種 別			
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

様式第1号（第3条関係）
（令2告示110・全改）

様式第2号（第5条関係）
（令5告示69・全改）